

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配R07-001	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(氏名又は名称) 株式会社 西村林業				(住所又は所在地) 秋田県鹿角市十和田大湯字下ノ湯7番地1					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 小坂町長 細越 満				(所在地) 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権 に基づいて行わ れる経営管理の 内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われる べき金銭がある 場合における当 該金銭 (E) の 額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	本番 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	小坂字砂子沢	8番	24	048 00	山林	0.1239	スギ	39	公告の日から (R7. 9. 30)	19年 (R26. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	R07-001
2	小坂字砂子沢	8番	24	057 00	山林	0.1239	その他広葉樹	63						R07-001
3	小坂字砂子沢	8番	24	058 00	山林	0.1239	スギ	62						R07-001
4	小坂字砂子沢	8番	24	059 00	山林	0.1239	ニセアカシ	86						R07-001
5	小坂字砂子沢	8番	24	060 00	山林	0.1239	スギ	64						R07-001
6	小坂字湯ノ谷地	17番	24	062 00	畑	0.1712	その他広葉樹	62						R07-002
7	小坂字湯ノ谷地	17番	24	063 00	畑	0.1712	その他広葉樹	51						R07-002
8	小坂字湯ノ谷地	17番	24	064 00	畑	0.1712	ニセアカシ	56						R07-002
9	小坂字砂子沢	76番	24	044 00	山林	0.0357	スギ	79						R07-003
10	小坂字砂子沢	76番	24	045 00	山林	0.0357	その他広葉樹	63						R07-003
11	小坂字砂子沢	76番	24	046 00	山林	0.0357	その他広葉樹	89						R07-003
12	小坂字村上	24番	24	028 00	山林	0.1123	その他広葉樹	63						R07-003
13	小坂字砂子沢	10番	24	057 00	山林	0.0019	その他広葉樹	63						R07-004
14	小坂字砂子沢	74番	24	056 00	山林	0.0264	その他広葉樹	51						R07-005
15	小坂字砂子沢	74番	24	057 00	山林	0.0264	その他広葉樹	63						R07-005
16	小坂字砂子沢	74番	24	058 00	山林	0.0264	スギ	62						R07-005
17	小坂字砂子沢	9番	24	048 00	山林	0.8330	スギ	39						R07-006

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	本番枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
18	小坂字砂子沢	9番	24	049 00	山林	0.8330	その他広葉樹	74	公告の日から (R7. 9. 30)	19年 (R26. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	R07-006
19	小坂字砂子沢	9番	24	050 00	山林	0.8330	その他広葉樹	38						R07-006
20	小坂字砂子沢	9番	24	051 00	山林	0.8330	スギ	40						R07-006
21	小坂字砂子沢	9番	24	052 00	山林	0.8330	その他広葉樹	63						R07-006
22	小坂字砂子沢	9番	24	057 00	山林	0.8330	その他広葉樹	63						R07-006
23	小坂字砂子沢	9番	24	058 00	山林	0.8330	スギ	62						R07-006
24	小坂字砂子沢	9番	24	059 00	山林	0.8330	ニセアカシア	86						R07-006
25	小坂字砂子沢	9番	24	060 00	山林	0.8330	スギ	64						R07-006
26	小坂字砂子沢	9番	24	061 00	山林	0.8330	スギ	63						R07-006
27	小坂字砂子沢	7 5番	24	045 00	山林	0.1785	その他広葉樹	63						R07-007
28	小坂字砂子沢	7 5番	24	046 00	山林	0.1785	その他広葉樹	89						R07-007
29	小坂字砂子沢	7 5番	24	047 00	山林	0.1785	その他広葉樹	38						R07-007
30	小坂字砂子沢	7 5番	24	048 00	山林	0.1785	スギ	39						R07-007
31	小坂字砂子沢	7 5番	24	049 00	山林	0.1785	その他広葉樹	74						R07-007
32	小坂字村上	7 5番	24	028 00	山林	0.0373	その他広葉樹	63						R07-008
33	小坂字砂子沢	2番	24	056 00	畑	0.0512	その他広葉樹	51						R07-009
34	小坂字村上	4 7番	24	020 00	山林	0.1418	スギ	65						R07-009
35	小坂字村上	4 7番	24	021 00	山林	0.1418	スギ	73						R07-009
36	小坂字村上	4 7番	24	022 00	山林	0.1418	スギ	59						R07-009
37	小坂字砂子沢	3番	24	056 00	畑	0.0674	その他広葉樹	51						R07-010
38	小坂字砂子沢	6 0番	24	041 00	山林	0.4280	その他広葉樹	71						R07-011
39	小坂字砂子沢	6 0番	24	042 00	山林	0.4280	その他広葉樹	98						R07-011
40	小坂字砂子沢	6番	24	056 00	畑	0.0720	その他広葉樹	51						R07-012

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（Ｂ）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（Ｃ）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（Ｅ）の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	本番枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
41	小坂字砂子沢	4 番	24	056 00	畑	0.0684	その他広葉樹	51	公告の日から (R7. 9. 30)	19年 (R26. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	R07-013
42	小坂字砂子沢	5 番	24	056 00	畑	0.0601	その他広葉樹	51						R07-013
43	小坂字村上	7 6 番	24	022 00	山林	0.0105	スギ	59						R07-014
44	小坂字村上	7 6 番	24	023 00	山林	0.0105	その他広葉樹	97						R07-014
45	小坂字砂子沢	5 7 番	24	046 00	畑	0.0456	その他広葉樹	89						R07-015
46	小坂字村上	2 3 番	24	027 00	畑	0.0509	その他広葉樹	63						R07-015
47	小坂字村上	2 3 番	24	028 00	畑	0.0509	その他広葉樹	63						R07-015
48	小坂字村上	7 1 番 1	24	016 00	畑	0.0150	その他広葉樹	81						R07-015
49	小坂字村上	7 1 番 1	24	017 00	畑	0.0150	スギ	51						R07-015
50	小坂字砂子沢	7 番	24	056 00	山林	0.4634	その他広葉樹	51						R07-016
51	小坂字砂子沢	7 番	24	057 00	山林	0.4634	その他広葉樹	63						R07-016
52	小坂字砂子沢	7 番	24	058 00	山林	0.4634	スギ	62						R07-016
53	小坂字砂子沢	7 番	24	059 00	山林	0.4634	ニセアカシヤ	86						R07-016
54	小坂字砂子沢	7 2 番	24	056 00	山林	0.0198	その他広葉樹	51						R07-016
55	小坂字砂子沢	7 2 番	24	057 00	山林	0.0198	その他広葉樹	63						R07-016
56	小坂字砂子沢	7 3 番	24	057 00	山林	0.0347	その他広葉樹	63						R07-016
57	小坂字砂子沢	7 8 番	24	041 00	山林	0.3008	その他広葉樹	71						R07-016
58	小坂字砂子沢	7 8 番	24	042 00	山林	0.3008	その他広葉樹	98						R07-016
59	小坂字砂子沢	7 8 番	24	043 00	山林	0.3008	その他広葉樹	71						R07-016
60	小坂字砂子沢	7 9 番	24	028 00	山林	0.6942	その他広葉樹	63						R07-016
61	小坂字砂子沢	7 9 番	24	040 00	山林	0.6942	その他広葉樹	81						R07-016
62	小坂字砂子沢	7 9 番	24	041 00	山林	0.6942	その他広葉樹	71						R07-016
63	小坂字村上	4 3 番	24	024 00	畑	0.0869	スギ	97						R07-017

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	本番 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
64	小坂字村上	4 3 番	24	025 00	畑	0.0869	その他広葉樹	63	公告の日から (R7. 9. 30)	19年 (R26. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	R07-017
65	小坂字村上	4 3 番	24	026 00	畑	0.0869	スギ	63						R07-017
66	小坂字村上	4 3 番	24	029 00	畑	0.0869	スギ	50						R07-017
67	小坂字村上	4 3 番	24	030 00	畑	0.0869	その他広葉樹	64						R07-017
68	小坂字村上	4 4 番	24	025 00	山林	0.0330	その他広葉樹	63						R07-017
69	小坂字村上	4 4 番	24	026 00	山林	0.0330	スギ	63						R07-017
70	小坂字村上	4 4 番	24	029 00	山林	0.0330	スギ	50						R07-017
71	小坂字村上	4 6 番	24	020 00	山林	0.1900	スギ	65						R07-017
72	小坂字村上	4 6 番	24	023 00	山林	0.1900	その他広葉樹	97						R07-017
73	小坂字村上	4 6 番	24	030 00	山林	0.1900	その他広葉樹	64						R07-017
74	小坂字村上	4 6 番	24	031 00	山林	0.1900	スギ	50						R07-017
75	小坂字砂子沢	5 6 番	24	046 00	山林	0.031	その他広葉樹	89						1-1
76	小坂字村上	2 8 番	24	028 00	山林	0.347	その他広葉樹	63						1-1
77	小坂字村上	2 5 番	24	025 00	山林	0.042	その他広葉樹	63						1-1
78	小坂字村上	2 5 番	24	026 00	山林	0.042	スギ	63						1-1
79	小坂字村上	2 5 番	24	027 00	山林	0.042	その他広葉樹	63						1-1
80	小坂字村上	2 5 番	24	029 00	山林	0.042	スギ	50						1-1
81	小坂字村上	6 2 番 1	24	021 00	山林	0.202	スギ	73						1-1
82	小坂字村上	6 2 番 1	24	022 00	山林	0.202	スギ	59						1-1
83	小坂字村上	6 2 番 3	24	021 00	雑種地	0.002	スギ	73						1-1
84	小坂字村上	6 2 番 4	24	021 00	雑種地	0.002	スギ	73						1-1
85	小坂字村上	6 2 番 5	24	021 00	山林	0.045	スギ	73						1-1
86	小坂字村上	4 8 番 3	24	022 00	山林	0.184	スギ	59						1-1

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（Ｂ）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（Ｃ）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（Ｅ）の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	本番枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
87	小坂字村上	4 8 番 3	24	023 00	山林	0.184	その他広葉樹	97	公告の日から (R7. 9. 30)	19年 (R26. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	1-1
88	小坂字村上	6 8 番	24	013 00	山林	0.183	ニセアカシ	81						1-1
89	小坂字村上	6 8 番	24	014 00	山林	0.183	その他広葉樹	6						1-1
90	小坂字村上	6 8 番	24	015 00	山林	0.183	その他広葉樹	6						1-1
91	小坂字村上	6 8 番	24	016 00	山林	0.183	その他広葉樹	81						1-1
92	小坂字村上	6 8 番	24	018 00	山林	0.183	スギ	51						1-1
93	小坂字村上	6 5 番 4	24	015 00	山林	0.129	その他広葉樹	6						1-1
94	小坂字村上	6 5 番 4	24	018 00	山林	0.129	スギ	51						1-1
95	小坂字村上	6 5 番 4	24	019 00	山林	0.129	その他広葉樹	51						1-1
96	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	046 00	山林	0.168	その他広葉樹	89						1-1
97	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	047 00	山林	0.168	その他広葉樹	38						1-1
98	小坂字砂子沢	5 5 番 2	24	046 00	山林	0.056	その他広葉樹	89						1-1
99	小坂字村上	6 4 番	24	019 00	原野	0.099	その他広葉樹	51						1-1
100	小坂字村上	6 4 番	24	020 00	原野	0.099	スギ	65						1-1
101	小坂字村上	2 6 番	24	025 00	山林	0.137	その他広葉樹	63						1-1
102	小坂字村上	2 6 番	24	026 00	山林	0.137	スギ	63						1-1
103	小坂字村上	2 6 番	24	027 00	山林	0.137	その他広葉樹	63						1-1
104	小坂字村上	2 6 番	24	028 00	山林	0.137	その他広葉樹	63						1-1
105	小坂字村上	2 6 番	24	029 00	山林	0.137	スギ	50						1-1
106	小坂字村上	2 7 番	24	027 00	山林	0.092	その他広葉樹	63						1-1
107	小坂字村上	2 7 番	24	028 00	山林	0.092	その他広葉樹	63						1-1
108	小坂字村上	4 5 番	24	023 00	山林	0.118	その他広葉樹	97						1-1
109	小坂字村上	4 5 番	24	024 00	山林	0.118	スギ	97						1-1

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	本番枝番	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
110	小坂字村上	4 5 番	24	030 00	山林	0.118	その他広葉樹	64	公告の日から (R7. 9. 30)	19年 (R26. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	1-1
111	小坂字村上	7 2 番 1	24	013 00	山林	0.117	ニセアカシ	81						1-1

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	本番 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	小坂字砂子沢	8番	24	048 00	山林	0.1239	スギ	39			別添3の①参照	—	R07-001
2	小坂字砂子沢	8番	24	057 00	山林	0.1239	その他広葉樹	63				—	R07-001
3	小坂字砂子沢	8番	24	058 00	山林	0.1239	スギ	62				—	R07-001
4	小坂字砂子沢	8番	24	059 00	山林	0.1239	ニセアカシヤ	86				—	R07-001
5	小坂字砂子沢	8番	24	060 00	山林	0.1239	スギ	64				—	R07-001
6	小坂字湯ノ谷地	17番	24	062 00	畑	0.1712	その他広葉樹	62				—	R07-002
7	小坂字湯ノ谷地	17番	24	063 00	畑	0.1712	その他広葉樹	51				—	R07-002
8	小坂字湯ノ谷地	17番	24	064 00	畑	0.1712	ニセアカシヤ	56				—	R07-002
9	小坂字砂子沢	76番	24	044 00	山林	0.0357	スギ	79				—	R07-003
10	小坂字砂子沢	76番	24	045 00	山林	0.0357	その他広葉樹	63				—	R07-003
11	小坂字砂子沢	76番	24	046 00	山林	0.0357	その他広葉樹	89				—	R07-003
12	小坂字村上	24番	24	028 00	山林	0.1123	その他広葉樹	63				—	R07-003
13	小坂字砂子沢	10番	24	057 00	山林	0.0019	その他広葉樹	63				—	R07-004
14	小坂字砂子沢	74番	24	056 00	山林	0.0264	その他広葉樹	51				—	R07-005
15	小坂字砂子沢	74番	24	057 00	山林	0.0264	その他広葉樹	63				—	R07-005
16	小坂字砂子沢	74番	24	058 00	山林	0.0264	スギ	62				—	R07-005
17	小坂字砂子沢	9番	24	048 00	山林	0.8330	スギ	39				—	R07-006
18	小坂字砂子沢	9番	24	049 00	山林	0.8330	その他広葉樹	74				—	R07-006
19	小坂字砂子沢	9番	24	050 00	山林	0.8330	その他広葉樹	38				—	R07-006
20	小坂字砂子沢	9番	24	051 00	山林	0.8330	スギ	40				—	R07-006
21	小坂字砂子沢	9番	24	052 00	山林	0.8330	その他広葉樹	63				—	R07-006
22	小坂字砂子沢	9番	24	057 00	山林	0.8330	その他広葉樹	63				—	R07-006
23	小坂字砂子沢	9番	24	058 00	山林	0.8330	スギ	62				—	R07-006

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	本番 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
24	小坂字砂子沢	9番	24	059 00	山林	0.8330	ニセアカシヤ	86			別添3の①参照	—	R07-006
25	小坂字砂子沢	9番	24	060 00	山林	0.8330	スギ	64				—	R07-006
26	小坂字砂子沢	9番	24	061 00	山林	0.8330	スギ	63				—	R07-006
27	小坂字砂子沢	7 5番	24	045 00	山林	0.1785	その他広葉樹	63				—	R07-007
28	小坂字砂子沢	7 5番	24	046 00	山林	0.1785	その他広葉樹	89				—	R07-007
29	小坂字砂子沢	7 5番	24	047 00	山林	0.1785	その他広葉樹	38				—	R07-007
30	小坂字砂子沢	7 5番	24	048 00	山林	0.1785	スギ	39				—	R07-007
31	小坂字砂子沢	7 5番	24	049 00	山林	0.1785	その他広葉樹	74				—	R07-007
32	小坂字村上	7 5番	24	028 00	山林	0.0373	その他広葉樹	63				—	R07-008
33	小坂字砂子沢	2番	24	056 00	畑	0.0512	その他広葉樹	51				—	R07-009
34	小坂字村上	4 7番	24	020 00	山林	0.1418	スギ	65				—	R07-009
35	小坂字村上	4 7番	24	021 00	山林	0.1418	スギ	73				—	R07-009
36	小坂字村上	4 7番	24	022 00	山林	0.1418	スギ	59				—	R07-009
37	小坂字砂子沢	3番	24	056 00	畑	0.0674	その他広葉樹	51				—	R07-010
38	小坂字砂子沢	6 0番	24	041 00	山林	0.4280	その他広葉樹	71				—	R07-011
39	小坂字砂子沢	6 0番	24	042 00	山林	0.4280	その他広葉樹	98				—	R07-011
40	小坂字砂子沢	6番	24	056 00	畑	0.0720	その他広葉樹	51				—	R07-012
41	小坂字砂子沢	4番	24	056 00	畑	0.0684	その他広葉樹	51				—	R07-013
42	小坂字砂子沢	5番	24	056 00	畑	0.0601	その他広葉樹	51				—	R07-013
43	小坂字村上	7 6番	24	022 00	山林	0.0105	スギ	59				—	R07-014
44	小坂字村上	7 6番	24	023 00	山林	0.0105	その他広葉樹	97				—	R07-014
45	小坂字砂子沢	5 7番	24	046 00	畑	0.0456	その他広葉樹	89				—	R07-015
46	小坂字村上	2 3番	24	027 00	畑	0.0509	その他広葉樹	63				—	R07-015

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	本番 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
47	小坂字村上	2 3 番	24	028 00	畑	0.0509	その他広葉樹	63			別添3の①参照	—	R07-006
48	小坂字村上	7 1 番 1	24	016 00	畑	0.0150	その他広葉樹	81				—	R07-006
49	小坂字村上	7 1 番 1	24	017 00	畑	0.0150	スギ	51				—	R07-006
50	小坂字砂子沢	7 番	24	056 00	山林	0.4634	その他広葉樹	51				—	R07-007
51	小坂字砂子沢	7 番	24	057 00	山林	0.4634	その他広葉樹	63				—	R07-007
52	小坂字砂子沢	7 番	24	058 00	山林	0.4634	スギ	62				—	R07-007
53	小坂字砂子沢	7 番	24	059 00	山林	0.4634	ニセアカシ	86				—	R07-007
54	小坂字砂子沢	7 2 番	24	056 00	山林	0.0198	その他広葉樹	51				—	R07-007
55	小坂字砂子沢	7 2 番	24	057 00	山林	0.0198	その他広葉樹	63				—	R07-008
56	小坂字砂子沢	7 3 番	24	057 00	山林	0.0347	その他広葉樹	63				—	R07-009
57	小坂字砂子沢	7 8 番	24	041 00	山林	0.3008	その他広葉樹	71				—	R07-009
58	小坂字砂子沢	7 8 番	24	042 00	山林	0.3008	その他広葉樹	98				—	R07-009
59	小坂字砂子沢	7 8 番	24	043 00	山林	0.3008	その他広葉樹	71				—	R07-009
60	小坂字砂子沢	7 9 番	24	028 00	山林	0.6942	その他広葉樹	63				—	R07-010
61	小坂字砂子沢	7 9 番	24	040 00	山林	0.6942	その他広葉樹	81				—	R07-011
62	小坂字砂子沢	7 9 番	24	041 00	山林	0.6942	その他広葉樹	71				—	R07-011
63	小坂字村上	4 3 番	24	024 00	畑	0.0869	スギ	97				—	R07-012
64	小坂字村上	4 3 番	24	025 00	畑	0.0869	その他広葉樹	63				—	R07-013
65	小坂字村上	4 3 番	24	026 00	畑	0.0869	スギ	63				—	R07-013
66	小坂字村上	4 3 番	24	029 00	畑	0.0869	スギ	50				—	R07-014
67	小坂字村上	4 3 番	24	030 00	畑	0.0869	その他広葉樹	64				—	R07-014
68	小坂字村上	4 4 番	24	025 00	山林	0.0330	その他広葉樹	63				—	R07-015
69	小坂字村上	4 4 番	24	026 00	山林	0.0330	スギ	63				—	R07-015

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所 在	地番	林班	本番 枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
70	小坂字村上	4 4 番	24	029 00	山林	0.0330	スギ	50			別添3の①参照	—	R07-015
71	小坂字村上	4 6 番	24	020 00	山林	0.1900	スギ	65				—	R07-015
72	小坂字村上	4 6 番	24	023 00	山林	0.1900	その他広葉樹	97				—	R07-015
73	小坂字村上	4 6 番	24	030 00	山林	0.1900	その他広葉樹	64				—	R07-016
74	小坂字村上	4 6 番	24	031 00	山林	0.1900	スギ	50				—	R07-016
75	小坂字砂子沢	5 6 番	24	046 00	山林	0.0310	その他広葉樹	89				—	R07-016
76	小坂字村上	2 8 番	24	028 00	山林	0.3470	その他広葉樹	63				—	R07-016
77	小坂字村上	2 5 番	24	025 00	山林	0.0420	その他広葉樹	63				—	R07-016
78	小坂字村上	2 5 番	24	026 00	山林	0.0420	スギ	63				—	R07-016
79	小坂字村上	2 5 番	24	027 00	山林	0.0420	その他広葉樹	63				—	R07-016
80	小坂字村上	2 5 番	24	029 00	山林	0.0420	スギ	50				—	R07-016
81	小坂字村上	6 2 番 1	24	021 00	山林	0.2020	スギ	73				—	R07-016
82	小坂字村上	6 2 番 1	24	022 00	山林	0.2020	スギ	59				—	R07-016
83	小坂字村上	6 2 番 3	24	021 00	雑種地	0.0020	スギ	73				—	R07-016
84	小坂字村上	6 2 番 4	24	021 00	雑種地	0.0020	スギ	73				—	R07-016
85	小坂字村上	6 2 番 5	24	021 00	山林	0.0450	スギ	73				—	R07-016
86	小坂字村上	4 8 番 3	24	022 00	山林	0.1840	スギ	59				—	R07-017
87	小坂字村上	4 8 番 3	24	023 00	山林	0.1840	その他広葉樹	97				—	R07-017
88	小坂字村上	6 8 番	24	013 00	山林	0.1830	ニセアカシ	81				—	R07-017
89	小坂字村上	6 8 番	24	014 00	山林	0.1830	その他広葉樹	6				—	R07-017
90	小坂字村上	6 8 番	24	015 00	山林	0.1830	その他広葉樹	6				—	R07-017
91	小坂字村上	6 8 番	24	016 00	山林	0.1830	その他広葉樹	81				—	R07-017
92	小坂字村上	6 8 番	24	018 00	山林	0.1830	スギ	51				—	R07-017

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考	
番号	所 在	地番	林班	本番枝番	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称				
93	小坂字村上	6 5 番 4	24	015 00	山林	0.129	その他広葉樹	6			別添3の①参照	—	1-1	
94	小坂字村上	6 5 番 4	24	018 00	山林	0.129	スギ	51				—	1-1	
95	小坂字村上	6 5 番 4	24	019 00	山林	0.129	その他広葉樹	51				—	1-1	
96	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	046 00	山林	0.168	その他広葉樹	89				—	1-1	
97	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	047 00	山林	0.168	その他広葉樹	38				—	1-1	
98	小坂字砂子沢	5 5 番 2	24	046 00	山林	0.056	その他広葉樹	89				—	1-1	
99	小坂字村上	6 4 番	24	019 00	原野	0.099	その他広葉樹	51				—	1-1	
100	小坂字村上	6 4 番	24	020 00	原野	0.099	スギ	65				—	1-1	
101	小坂字村上	2 6 番	24	025 00	山林	0.137	その他広葉樹	63				—	1-1	
102	小坂字村上	2 6 番	24	026 00	山林	0.137	スギ	63				—	1-1	
103	小坂字村上	2 6 番	24	027 00	山林	0.137	その他広葉樹	63				—	1-1	
104	小坂字村上	2 6 番	24	028 00	山林	0.137	その他広葉樹	63				—	1-1	
105	小坂字村上	2 6 番	24	029 00	山林	0.137	スギ	50				—	1-1	
106	小坂字村上	2 7 番	24	027 00	山林	0.092	その他広葉樹	63				—	1-1	
107	小坂字村上	2 7 番	24	028 00	山林	0.092	その他広葉樹	63				—	1-1	
108	小坂字村上	4 5 番	24	023 00	山林	0.118	その他広葉樹	97				—	1-1	
109	小坂字村上	4 5 番	24	024 00	山林	0.118	スギ	97				—	1-1	
110	小坂字村上	4 5 番	24	030 00	山林	0.118	その他広葉樹	64				—	1-1	
111	小坂字村上	7 2 番 1	24	013 00	山林	0.117	ニセアカシ	81				—	1-1	
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙） 秋田県鹿角市十和田大湯字下ノ湯 7 番地 1 株式会社 西村林業 権利の設定をする市町村（乙） 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 番地 1 小坂町長 細越 満														

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 森林保険への加入については、甲と丙の協議により検討するものとする。
- ② 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ③ 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	本番 枝番		
小坂字砂子沢	8番	24	048 00		○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、小坂町森林整備計画に基づいた施業内容で実施するものとし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・カラマツ苗を2,400本/haの密度で植付けを実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2年生～5年生時に下刈を合計3回、13年生～18年生時に除伐を1回を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
小坂字砂子沢	8番	24	057 00		
小坂字砂子沢	8番	24	058 00		
小坂字砂子沢	8番	24	059 00		
小坂字砂子沢	8番	24	060 00		
小坂字湯ノ谷地	17番	24	062 00		
小坂字湯ノ谷地	17番	24	063 00		
小坂字湯ノ谷地	17番	24	064 00		
小坂字砂子沢	76番	24	044 00		
小坂字砂子沢	76番	24	045 00		
小坂字砂子沢	76番	24	046 00		
小坂字村上	24番	24	028 00		
小坂字砂子沢	10番	24	057 00		
小坂字砂子沢	74番	24	056 00		
小坂字砂子沢	74番	24	057 00		
小坂字砂子沢	74番	24	058 00		
小坂字砂子沢	9番	24	048 00		
小坂字砂子沢	9番	24	049 00		
小坂字砂子沢	9番	24	050 00		
小坂字砂子沢	9番	24	051 00		
小坂字砂子沢	9番	24	052 00		
小坂字砂子沢	9番	24	057 00		
小坂字砂子沢	9番	24	058 00		

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	本番 枝番	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、小坂町森林整備計画に基づいた施業内容で実施するものとし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・カラマツ苗を2,400本/haの密度で植付けを実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2年生～5年生時に下刈を合計3回、13年生～18年生時に除伐を1回を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
小坂字砂子沢	9番	24	059 00	
小坂字砂子沢	9番	24	060 00	
小坂字砂子沢	9番	24	061 00	
小坂字砂子沢	7 5 番	24	045 00	
小坂字砂子沢	7 5 番	24	046 00	
小坂字砂子沢	7 5 番	24	047 00	
小坂字砂子沢	7 5 番	24	048 00	
小坂字砂子沢	7 5 番	24	049 00	
小坂字村上	7 5 番	24	028 00	
小坂字砂子沢	2 番	24	056 00	
小坂字村上	4 7 番	24	020 00	
小坂字村上	4 7 番	24	021 00	
小坂字村上	4 7 番	24	022 00	
小坂字砂子沢	3 番	24	056 00	
小坂字砂子沢	6 0 番	24	041 00	
小坂字砂子沢	6 0 番	24	042 00	
小坂字砂子沢	6 番	24	056 00	
小坂字砂子沢	4 番	24	056 00	
小坂字砂子沢	5 番	24	056 00	
小坂字村上	7 6 番	24	022 00	
小坂字村上	7 6 番	24	023 00	
小坂字砂子沢	5 7 番	24	046 00	
小坂字村上	2 3 番	24	027 00	

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	本番 枝番	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、小坂町森林整備計画に基づいた施業内容で実施するものとし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・カラマツ苗を2,400本/haの密度で植付けを実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2年生～5年生時に下刈を合計3回、13年生～18年生時に除伐を1回を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	小坂字村上	2 3 番	24	028 00	
	小坂字村上	7 1 番 1	24	016 00	
	小坂字村上	7 1 番 1	24	017 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	058 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	059 00	
	小坂字砂子沢	7 2 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	7 2 番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	7 3 番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	7 8 番	24	041 00	
	小坂字砂子沢	7 8 番	24	042 00	
	小坂字砂子沢	7 8 番	24	043 00	
	小坂字砂子沢	7 9 番	24	028 00	
	小坂字砂子沢	7 9 番	24	040 00	
	小坂字砂子沢	7 9 番	24	041 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	024 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	025 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	026 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	029 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	030 00	
	小坂字村上	4 4 番	24	025 00	
	小坂字村上	4 4 番	24	026 00	

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	本番 枝番	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、小坂町森林整備計画に基づいた施業内容で実施するものとし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・カラマツ苗を2,400本/haの密度で植付けを実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2年生～5年生時に下刈を合計3回、13年生～18年生時に除伐を1回を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
小坂字村上	4 4 番	24	029 00	
小坂字村上	4 6 番	24	020 00	
小坂字村上	4 6 番	24	023 00	
小坂字村上	4 6 番	24	030 00	
小坂字村上	4 6 番	24	031 00	
小坂字砂子沢	5 6 番	24	046 00	
小坂字村上	2 8 番	24	028 00	
小坂字村上	2 5 番	24	025 00	
小坂字村上	2 5 番	24	026 00	
小坂字村上	2 5 番	24	027 00	
小坂字村上	2 5 番	24	029 00	
小坂字村上	6 2 番 1	24	021 00	
小坂字村上	6 2 番 1	24	022 00	
小坂字村上	6 2 番 3	24	021 00	
小坂字村上	6 2 番 4	24	021 00	
小坂字村上	6 2 番 5	24	021 00	
小坂字村上	4 8 番 3	24	022 00	
小坂字村上	4 8 番 3	24	023 00	
小坂字村上	6 8 番	24	013 00	
小坂字村上	6 8 番	24	014 00	
小坂字村上	6 8 番	24	015 00	
小坂字村上	6 8 番	24	016 00	
小坂字村上	6 8 番	24	018 00	

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	本番 枝番	○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、小坂町森林整備計画に基づいた施業内容で実施するものとし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・カラマツ苗を2,400本/haの密度で植付けを実施するものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2年生～5年生時に下刈を合計3回、13年生～18年生時に除伐を1回を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	小坂字村上	6 5 番 4	24	015 00	
	小坂字村上	6 5 番 4	24	018 00	
	小坂字村上	6 5 番 4	24	019 00	
	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	046 00	
	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	047 00	
	小坂字砂子沢	5 5 番 2	24	046 00	
	小坂字村上	6 4 番	24	019 00	
	小坂字村上	6 4 番	24	020 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	025 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	026 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	027 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	028 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	029 00	
	小坂字村上	2 7 番	24	027 00	
	小坂字村上	2 7 番	24	028 00	
	小坂字村上	4 5 番	24	023 00	
	小坂字村上	4 5 番	24	024 00	
	小坂字村上	4 5 番	24	030 00	
	小坂字村上	7 2 番 1	24	013 00	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	本番枝番	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な秋田県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （4. 留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	小坂字砂子沢	8番	24	048 00	
	小坂字砂子沢	8番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	8番	24	058 00	
	小坂字砂子沢	8番	24	059 00	
	小坂字砂子沢	8番	24	060 00	
	小坂字湯ノ谷地	17番	24	062 00	
	小坂字湯ノ谷地	17番	24	063 00	
	小坂字湯ノ谷地	17番	24	064 00	
	小坂字砂子沢	76番	24	044 00	
	小坂字砂子沢	76番	24	045 00	
	小坂字砂子沢	76番	24	046 00	
	小坂字村上	24番	24	028 00	
	小坂字砂子沢	10番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	74番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	74番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	74番	24	058 00	
	小坂字砂子沢	9番	24	048 00	
	小坂字砂子沢	9番	24	049 00	
	小坂字砂子沢	9番	24	050 00	
	小坂字砂子沢	9番	24	051 00	
	小坂字砂子沢	9番	24	052 00	
	小坂字砂子沢	9番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	9番	24	058 00	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	本番枝番	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な秋田県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	小坂字砂子沢	９番	24	059 00	
	小坂字砂子沢	９番	24	060 00	
	小坂字砂子沢	９番	24	061 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	045 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	046 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	047 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	048 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	049 00	
	小坂字村上	7 5 番	24	028 00	
	小坂字砂子沢	2 番	24	056 00	
	小坂字村上	4 7 番	24	020 00	
	小坂字村上	4 7 番	24	021 00	
	小坂字村上	4 7 番	24	022 00	
	小坂字砂子沢	3 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	6 0 番	24	041 00	
	小坂字砂子沢	6 0 番	24	042 00	
	小坂字砂子沢	6 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	4 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	5 番	24	056 00	
	小坂字村上	7 6 番	24	022 00	
	小坂字村上	7 6 番	24	023 00	
	小坂字砂子沢	5 7 番	24	046 00	
	小坂字村上	2 3 番	24	027 00	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	本番 枝番	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な秋田県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	小坂字村上	2 3 番	24	028 00	
	小坂字村上	7 1 番 1	24	016 00	
	小坂字村上	7 1 番 1	24	017 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	058 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	059 00	
	小坂字砂子沢	7 2 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	7 2 番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	7 3 番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	7 8 番	24	041 00	
	小坂字砂子沢	7 8 番	24	042 00	
	小坂字砂子沢	7 8 番	24	043 00	
	小坂字砂子沢	7 9 番	24	028 00	
	小坂字砂子沢	7 9 番	24	040 00	
	小坂字砂子沢	7 9 番	24	041 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	024 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	025 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	026 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	029 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	030 00	
	小坂字村上	4 4 番	24	025 00	
	小坂字村上	4 4 番	24	026 00	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	本番枝番	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な秋田県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	小坂字村上	4 4 番	24	029 00	
	小坂字村上	4 6 番	24	020 00	
	小坂字村上	4 6 番	24	023 00	
	小坂字村上	4 6 番	24	030 00	
	小坂字村上	4 6 番	24	031 00	
	小坂字砂子沢	5 6 番	24	046 00	
	小坂字村上	2 8 番	24	028 00	
	小坂字村上	2 5 番	24	025 00	
	小坂字村上	2 5 番	24	026 00	
	小坂字村上	2 5 番	24	027 00	
	小坂字村上	2 5 番	24	029 00	
	小坂字村上	6 2 番 1	24	021 00	
	小坂字村上	6 2 番 1	24	022 00	
	小坂字村上	6 2 番 3	24	021 00	
	小坂字村上	6 2 番 4	24	021 00	
	小坂字村上	6 2 番 5	24	021 00	
	小坂字村上	4 8 番 3	24	022 00	
	小坂字村上	4 8 番 3	24	023 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	013 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	014 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	015 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	016 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	018 00	

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	本番枝番	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な秋田県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	小坂字村上	6 5 番 4	24	015 00	
	小坂字村上	6 5 番 4	24	018 00	
	小坂字村上	6 5 番 4	24	019 00	
	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	046 00	
	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	047 00	
	小坂字砂子沢	5 5 番 2	24	046 00	
	小坂字村上	6 4 番	24	019 00	
	小坂字村上	6 4 番	24	020 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	025 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	026 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	027 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	028 00	
	小坂字村上	2 6 番	24	029 00	
	小坂字村上	2 7 番	24	027 00	
	小坂字村上	2 7 番	24	028 00	
	小坂字村上	4 5 番	24	023 00	
	小坂字村上	4 5 番	24	024 00	
	小坂字村上	4 5 番	24	030 00	
	小坂字村上	7 2 番 1	24	013 00	

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	本番 枝番	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	小坂字砂子沢	8 番	24	048 00		
	小坂字砂子沢	8 番	24	057 00		
	小坂字砂子沢	8 番	24	058 00		
	小坂字砂子沢	8 番	24	059 00		
	小坂字砂子沢	8 番	24	060 00		
	小坂字湯ノ谷地	1 7 番	24	062 00		
	小坂字湯ノ谷地	1 7 番	24	063 00		
	小坂字湯ノ谷地	1 7 番	24	064 00		
	小坂字砂子沢	7 6 番	24	044 00		
	小坂字砂子沢	7 6 番	24	045 00		
	小坂字砂子沢	7 6 番	24	046 00		
	小坂字村上	2 4 番	24	028 00		
	小坂字砂子沢	1 0 番	24	057 00		
	小坂字砂子沢	7 4 番	24	056 00		
	小坂字砂子沢	7 4 番	24	057 00		
	小坂字砂子沢	7 4 番	24	058 00		
	小坂字砂子沢	9 番	24	048 00		
	小坂字砂子沢	9 番	24	049 00		
	小坂字砂子沢	9 番	24	050 00		
	小坂字砂子沢	9 番	24	051 00		
	小坂字砂子沢	9 番	24	052 00		
	小坂字砂子沢	9 番	24	057 00		
	小坂字砂子沢	9 番	24	058 00		

	対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	本番 枝番	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	小坂字砂子沢	9番	24	059 00	
	小坂字砂子沢	9番	24	060 00	
	小坂字砂子沢	9番	24	061 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	045 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	046 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	047 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	048 00	
	小坂字砂子沢	7 5 番	24	049 00	
	小坂字村上	7 5 番	24	028 00	
	小坂字砂子沢	2 番	24	056 00	
	小坂字村上	4 7 番	24	020 00	
	小坂字村上	4 7 番	24	021 00	
	小坂字村上	4 7 番	24	022 00	
	小坂字砂子沢	3 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	6 0 番	24	041 00	
	小坂字砂子沢	6 0 番	24	042 00	
	小坂字砂子沢	6 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	4 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	5 番	24	056 00	
	小坂字村上	7 6 番	24	022 00	
	小坂字村上	7 6 番	24	023 00	
	小坂字砂子沢	5 7 番	24	046 00	
	小坂字村上	2 3 番	24	027 00	

	対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	本番 枝番	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	小坂字村上	2 3 番	24	028 00	
	小坂字村上	7 1 番 1	24	016 00	
	小坂字村上	7 1 番 1	24	017 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	058 00	
	小坂字砂子沢	7 番	24	059 00	
	小坂字砂子沢	7 2 番	24	056 00	
	小坂字砂子沢	7 2 番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	7 3 番	24	057 00	
	小坂字砂子沢	7 8 番	24	041 00	
	小坂字砂子沢	7 8 番	24	042 00	
	小坂字砂子沢	7 8 番	24	043 00	
	小坂字砂子沢	7 9 番	24	028 00	
	小坂字砂子沢	7 9 番	24	040 00	
	小坂字砂子沢	7 9 番	24	041 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	024 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	025 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	026 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	029 00	
	小坂字村上	4 3 番	24	030 00	
	小坂字村上	4 4 番	24	025 00	
	小坂字村上	4 4 番	24	026 00	

	対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	本番 枝番	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	小坂字村上	4 4 番	24	029 00	
	小坂字村上	4 6 番	24	020 00	
	小坂字村上	4 6 番	24	023 00	
	小坂字村上	4 6 番	24	030 00	
	小坂字村上	4 6 番	24	031 00	
	小坂字砂子沢	5 6 番	24	046 00	
	小坂字村上	2 8 番	24	028 00	
	小坂字村上	2 5 番	24	025 00	
	小坂字村上	2 5 番	24	026 00	
	小坂字村上	2 5 番	24	027 00	
	小坂字村上	2 5 番	24	029 00	
	小坂字村上	6 2 番 1	24	021 00	
	小坂字村上	6 2 番 1	24	022 00	
	小坂字村上	6 2 番 3	24	021 00	
	小坂字村上	6 2 番 4	24	021 00	
	小坂字村上	6 2 番 5	24	021 00	
	小坂字村上	4 8 番 3	24	022 00	
	小坂字村上	4 8 番 3	24	023 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	013 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	014 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	015 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	016 00	
	小坂字村上	6 8 番	24	018 00	

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	本番 枝番	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	小坂字村上	6 5 番 4	24	015 00		
	小坂字村上	6 5 番 4	24	018 00		
	小坂字村上	6 5 番 4	24	019 00		
	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	046 00		
	小坂字砂子沢	5 5 番 1	24	047 00		
	小坂字砂子沢	5 5 番 2	24	046 00		
	小坂字村上	6 4 番	24	019 00		
	小坂字村上	6 4 番	24	020 00		
	小坂字村上	2 6 番	24	025 00		
	小坂字村上	2 6 番	24	026 00		
	小坂字村上	2 6 番	24	027 00		
	小坂字村上	2 6 番	24	028 00		
	小坂字村上	2 6 番	24	029 00		
	小坂字村上	2 7 番	24	027 00		
	小坂字村上	2 7 番	24	028 00		
	小坂字村上	4 5 番	24	023 00		
	小坂字村上	4 5 番	24	024 00		
	小坂字村上	4 5 番	24	030 00		
	小坂字村上	7 2 番 1	24	013 00		